

令和6年度浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 目的

浦安市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するため、この方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

3 方針の管理及び運営

この方針の策定及び見直し、管理及び運営は、福祉部障がい事業課において行う。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※） 重度障害者多数雇用事業所とは、次の要件をすべて満たすものをいう。

（ア） 障がい者の雇用数が5人以上

（イ） 障がい者の割合が従業員の20%以上

（ウ） 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象となる物品等

(1) 物品

- ・食品類（パン、焼き菓子、おにぎり等）
- ・小物類（ローソク、はがき、布製品、織物等）
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・印刷
- ・封入作業
- ・ラベル張り
- ・リサイクル作業
- ・クリーニング
- ・梱包作業
- ・清掃作業
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、前年度実績（8,563,891円）を上回る額とする。

7 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために次のよう

な方法を実施する。

(1) 調達目標金額の設定

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、調達目標を設定する。

(2) 情報の提供

障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、各部署に対してその情報を提供する。

(3) 優先調達の依頼

障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、各部署に対し依頼する。

8 その他留意すべき事項

障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、物品及び役務の調達のほか、障がい者就労施設等及び障がい者就労支援関係団体等が実施する販売のためのスペースの確保等、障がい者の自立及び就労の促進に資する取組みについても総合的に支援するよう努めるものとする。

9 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定または見直しをした時は、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。